



を次のように改正する。

平成十七年十一月二十八日

佐賀県知事 古川 康

二の表の株式会社佐賀銀行県庁支店の項中「佐賀城本丸歴史館」を「佐賀城本丸歴史館 大阪事務所」に改め、同表の株式会社佐賀銀行大阪支店の項を削る。

○ 公 告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成17年11月28日

佐賀県知事 古川 康

指定番号	指 定 位 置	指 定 年 月 日	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
21	武雄市武雄町大字永島字野間 15214番1、15214番12及び 15214番13	平成17年 11月18日	5.0～ 5.02	26.9

指定図面は、佐賀県土づくり本部建築住宅課に備え、関係者の閲覧に供する。

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成17年11月28日

佐賀県知事 古川 康

指定番号	指 定 位 置	指 定 年 月 日	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
22	武雄市朝日町大字廿久字森崎 2401番1、2401番7、2401番 8、2415番4及び2415番5	平成17年 11月18日	6.00～ 6.53	34.9

指定図面は、佐賀県土づくり本部建築住宅課に備え、関係者の閲覧に供する。

○ 公安委員会事項

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第5条の3の規定により、猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催します。

平成17年11月28日

佐賀県公安委員会

委員長 檜 垣 南 治 子

1 初心者講習会の開催日時及び場所

開 催 日 時	場 所
平成18年1月20日(金曜日) 午前9時から午後5時まで	佐賀市松原一丁目1番16号 佐賀県警察本部
平成18年3月20日(月曜日) 午前9時から午後5時まで	”

2 経験者講習会の開催日時及び場所

開 催 日 時	場 所
平成18年1月13日(金曜日) 午後1時から午後4時まで	佐賀市八丁噺町8番1号 佐賀県佐賀総合庁舎
平成18年2月16日(木曜日) 午後1時から午後4時まで	武雄市武雄町大字昭和265番地 佐賀県武雄総合庁舎

平成18年3月14日（火曜日）  
午後1時から午後4時まで

佐賀市八丁腰町8番1号  
佐賀県佐賀総合庁舎

### 3 その他

- (1) 初心者講習会は、初めて猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者を対象に行います。
- (2) 経験者講習会は、猟銃又は空気銃の所持の許可を更新しようとする者を対象に行います。
- (3) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書2通に本人の写真（提出前6月以内に撮影した無帽、正面の上三分身で縦及び横の長さが3センチメートルのもの）2枚を添え、受講日の5日前までに、住所地を管轄する警察署長を経由して佐賀県公安委員会に提出してください。
- (4) 講習会の開催日については、会場の都合により変更となる場合がありますので、申込みの際に確認してください。
- (5) 講習会に関する問い合わせ先  
この講習会の詳細については、佐賀県警察本部生活安全部生活環境課（電話代表0952-24-1111 内線3173）又は各警察署の生活安全課若しくは生活安全・刑事課に問い合わせてください。

購読料 一か年二八、八〇〇円（送料共）  
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

発行者 佐賀県知事 古川 康  
平成十七年十一月二十八日印刷及び発行

発行定日 毎週月水金曜日  
印刷所 株式会社古川総合印刷